

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	
内閣府	2030010	NPO法人の設立要件の緩和	特定非営利活動促進法第10条第1項第3号及び同法第12条第1項第4号	NPO法人は、十人以上の社員を有するものでなければならぬ。	C		<p>1. NPO法は、市民による自由な社会貢献活動を促進するため、簡易な手続きで法人格を付与すること等を目的としている。NPO法施行後5年半の間にNPO法人の認証件数は既に1万7千に達するなど、NPO法人制度の定着が図られ実効性が確保されてきている状況である。さらに、平成14年12月には、活動分野の追加や申請手続の簡素化などが盛り込まれた改正法が議員立法により成立し、平成15年5月より施行されたところである。</p> <p>2. NPO法人はいわゆる社団法人であり、一定の目的のもとに集合して構成される人の集団に対し権利能力が与えられたものである。したがって、NPO法上、社員を必須の構成要素としており、社員が議決権を有する社員総会を法人の最高意思決定機関として位置付けている。</p> <p>3. 本規定は、法人格を与えるのにふさわしい社団としての実体を有していることを担保するために、基本財産等に関して一切の要件を定めていない一方で、NPO法人の構成員たる「社員」の最低限の人数を定めることにより、特定非営利活動を展開するための組織体であることを要求するものである。なお、社員の資格要件についても特段の定めがないことから、自然人でなくとも法人(あるいは法人格のない団体)でも社員になることは可能であるほか、理事や監事など役員であっても社員になることができるようになっている。従って、「10人以上」という要件は、法人格を与えるに当り最低限必要な要件であると理解している。</p> <p>4. 以上の点から、構成員となる社員の最低限の人数を緩和することは適当ではない。</p>			A									1406	14061010	岐阜県大垣市	かがやきライフトウン特区構想	NPOの設立要件「10人以上の社員」を「5人以上の社員」に緩和することで、特定非営利活動を行う団体が法人格を取得しやすくする。